技術士試験制度

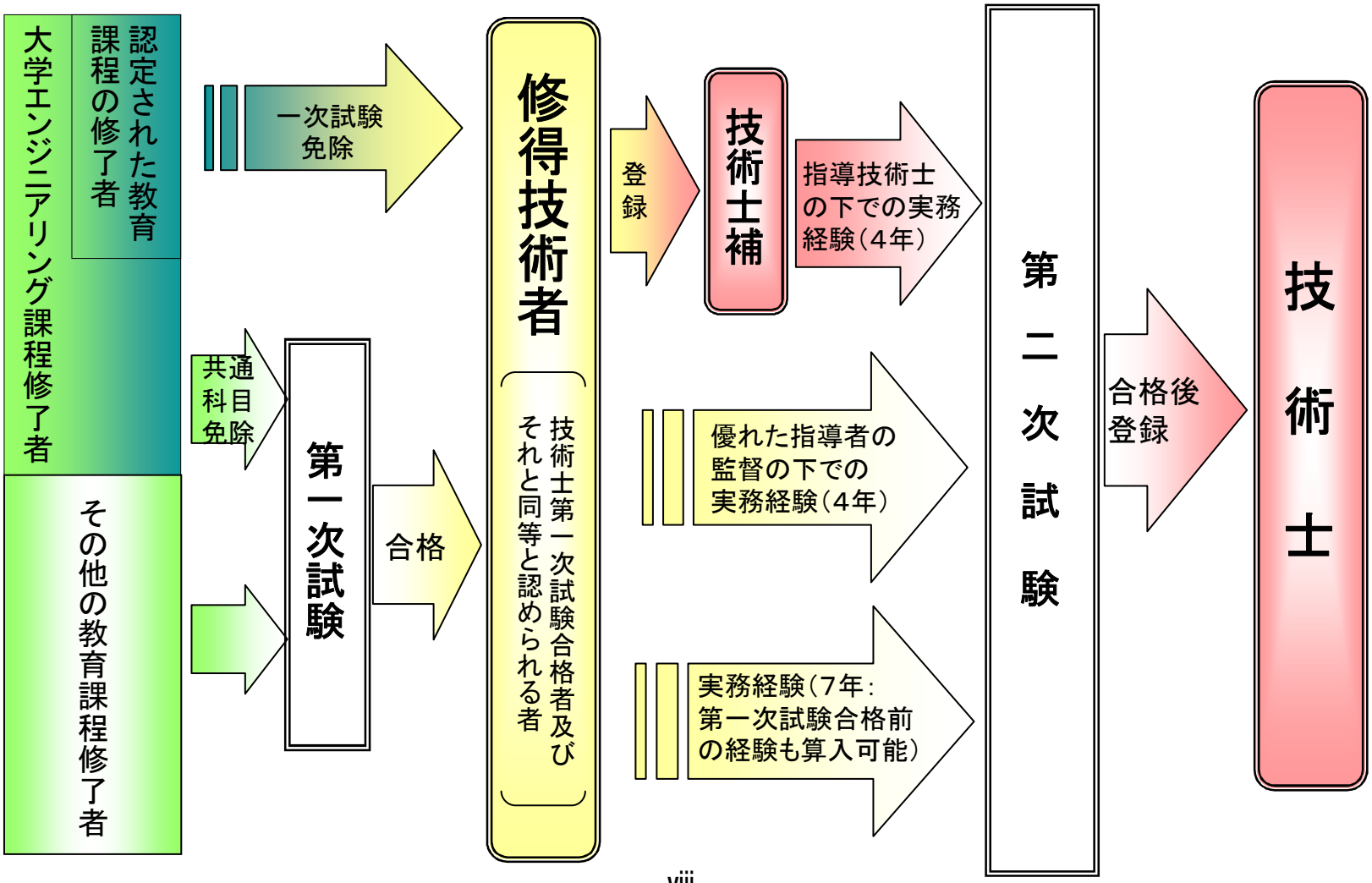
認定された教育課程の修了者
大学エンジニアリング課程修了者
その他の教育課程修了者
一次試験免除
共通科目免除
第一次試験
合格
修得技術者
技術士第一次試験合格者及びそれと同等と認められる者
登録
技術士補
指導技術士の下での実務経験（4年）
優れた指導者の監督の下での実務経験（4年）
実務経験（7年：第一次試験合格前の経験も算入可能）
第二次試験
合格後登録
技術士

第一次試験における免除制度

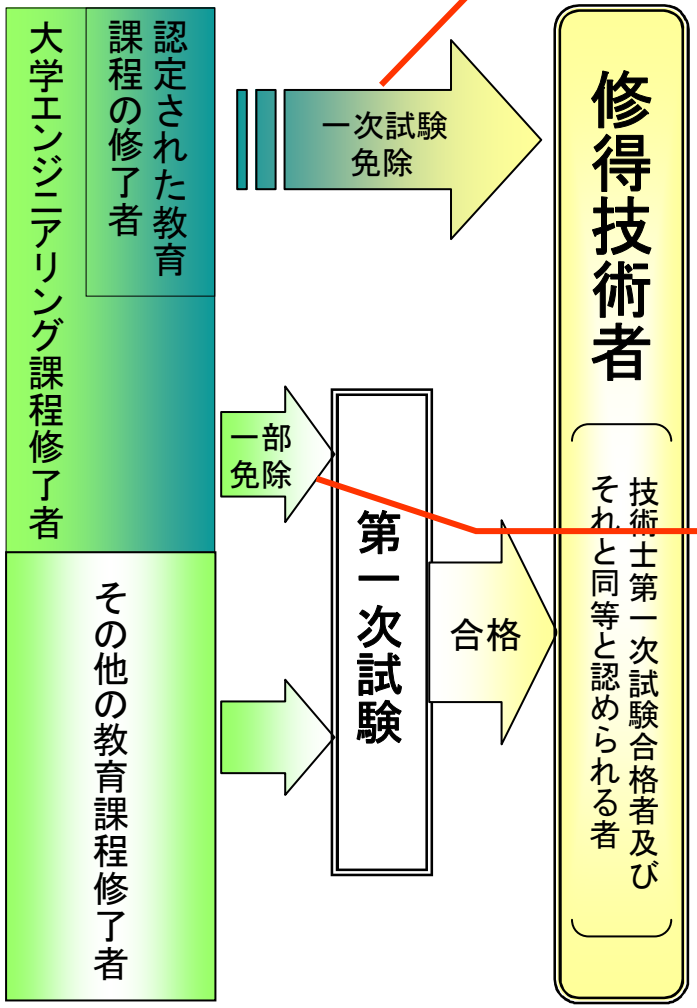

技術士審議会の答申を受け、平成12年度に制度取り入れ

技術士法第31条の2第2項
「大学その他の教育機関における課程であつて科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるものとして文部科学大臣が指定したものを修了したものは、第四条第二項の規定にかかわらず、技術士補となる資格を有する。」

技術士分科会の審議等を経て、内規にて一次試験免除となる教育課程は日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定を踏まえて文部科学省にて指定すると定められた。

平成12年度法改正時に免除要件を変更

技術士法第5条第2項
「文部科学省令で定める資格を有する者に対しては、文部科学省令で定めるところにより、第一次試験の一部を免除することができる。」

技術士法施行法第6条において、共通科目を免除とされる資格、すでに技術士である者の科目免除が定められた。

第一次試験共通科目の免除指定は、大学の教養教育程度の自然科学に関する科目（数学、物理学、科学、化学生物学、地学）のうち2科目を試験において確認するものであり、同程度の知識があるものを基準としている。

火薬類の保安責任者試験科目

火薬類製造保安責任者			火薬類取扱保安責任者	
甲種	乙種	丙種	甲種	乙種
火薬類取締法令	火薬類取締法令	火薬類取締法令	火薬類取締法令	火薬類取締法令
火薬類製造工場保安管理技術	火薬類製造工場保安管理技術	信号焔管、信号火せんまたは煙火（原料用火薬および爆薬を含む。）製造工場保安管理技術	一般火薬学	一般火薬学
火薬類製造方法	火薬類製造方法	―	―	―
火薬類性能試験方法	火薬類性能試験方法	―	―	―
火薬類製造工場に必要な機械工学および電気工学大要	火薬類製造工場に必要な機械工学および電気工学大要	―	―	―
一般教養課目（数学、物理学、化学、外国語、国語、社会科）	一般教養課目（数学、物理学、化学、外国語、国語、社会科）	一般教養課目（数学、物理学、化学、外国語、国語、社会科）	―	―

甲種･乙種火薬類製造保安責任者試験の試験免除

受験者区分	火薬類取締法令	火薬類製造工場保安管理技術	火薬類製造方法	火薬類性能試験方法	火薬類製造工場に必要な機械工学および電気工学大要	一般教養課目
火薬学に関し工学博士の学位を有する者	要受験	要受験	免除	免除	免除	免除
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者	要受験	要受験	免除	免除	免除	免除
大学、高等学校、高等専門学校の工業化学に関する学科を専修して卒業した者	要受験	要受験	要受験	要受験	免除	免除
大学、高等学校、高等専門学校を卒業し、機械工学および電気工学を修得した者	要受験	要受験	要受験	要受験	免除	免除
高等学校以上の学校を卒業した者	要受験	要受験	要受験	要受験	要受験	免除
以上に該当しない者	要受験	要受験	要受験	要受験	要受験	要受験

全国火薬類保安協会ホームページから

保安責任者試験の試験免除（その2）

受験者区分	火薬類取扱保安責任者（甲種・乙種）		火薬類製造保安責任者（丙種）		
	火薬類取締法令	一般火薬学	火薬類取締法令	火薬類製造工場保安管理技術	一般教養課目
甲種・乙種火薬類製造保安責任者免状を有する者	免除	免除	丙種試験の受験者区分に、この区分は存在しない		
大学の工業化学に関する学科において火薬学を専修して卒業した者	要受験	免除	要受験	免除	免除
大学、高等専門学校、高校及び専門学校で火薬学を修得して卒業した者	要受験	免除	要受験	要受験	免除
鉱山保安火薬係員試験に合格した者	要受験	免除	丙種試験の受験者区分に、この区分は存在しない		
高等学校以上の学校を卒業した者	要受験	要受験	要受験	要受験	免除
以上に該当しない者	要受験	要受験	要受験	要受験	要受験

全国火薬類保安協会ホームページから

航空機製造等の技術者に係る制度

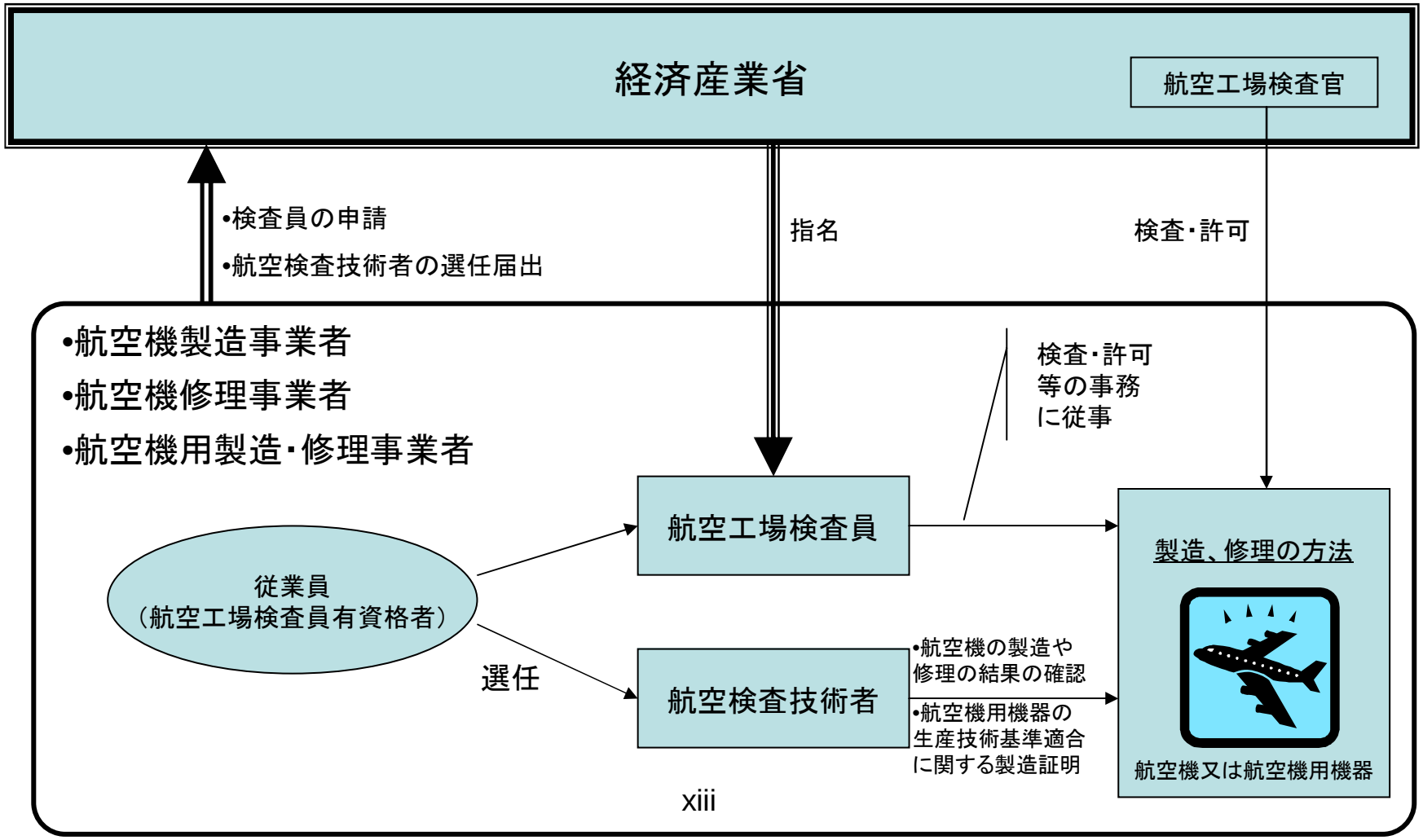

航空工場検査員国家試験の仕組み

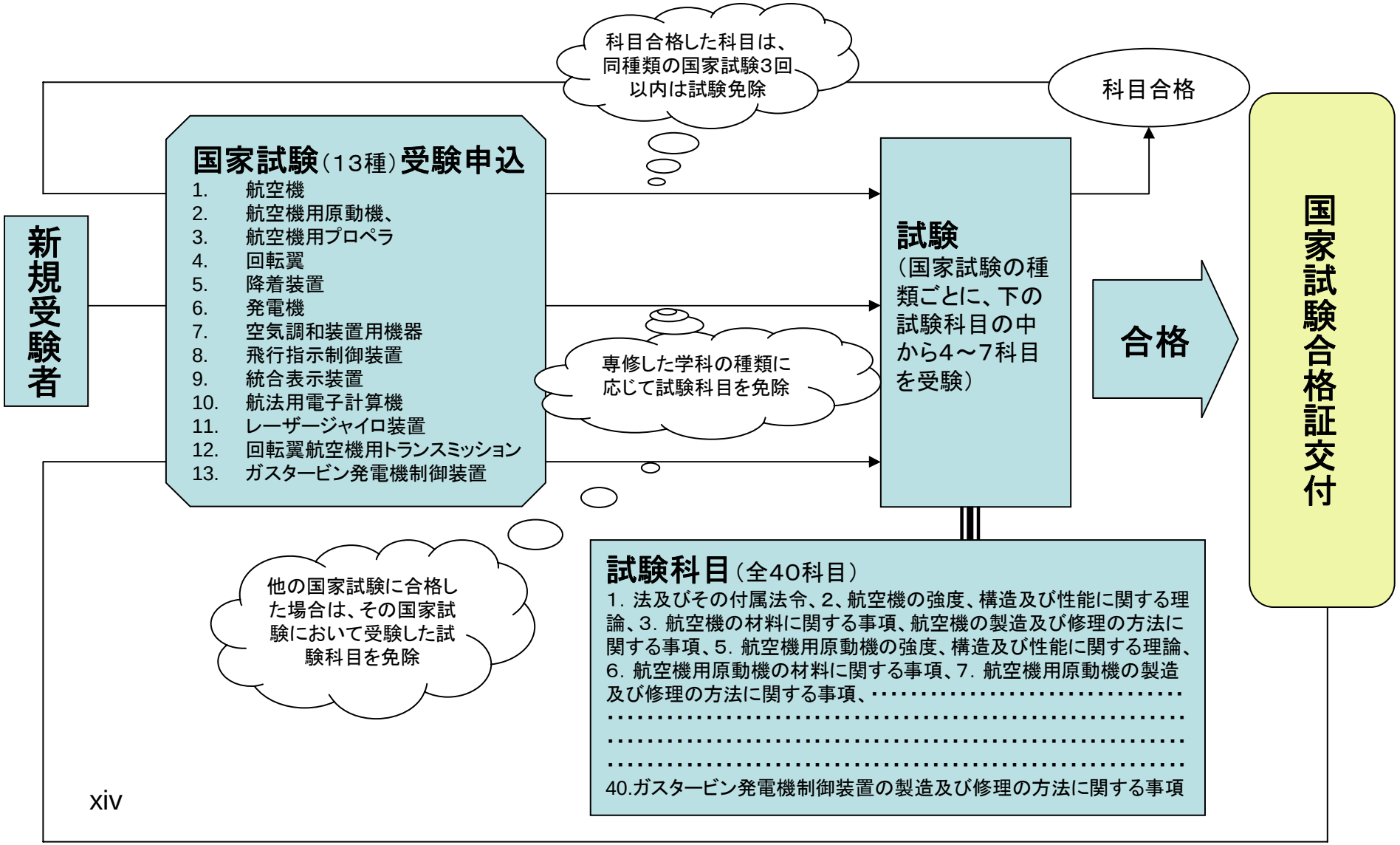
科目合格した科目は、同種類の国家試験3回以内は試験免除
科目合格
新規受験者
国家試験（13種）受験申込
1. 航空機
2. 航空機用原動機、
3. 航空機用プロペラ
4. 回転翼
5. 降着装置
6. 発電機
7. 空気調和装置用機器
8. 飛行指示制御装置
9. 統合表示装置
10. 航法用電子計算機
11. レーザージャイロ装置
12. 回転翼航空機用トランスミッション
13. ガスタービン発電機制御装置
専修した学科の種類に応じて試験科目を免除
試験
（国家試験の種類ごとに、下の試験科目の中から4～7科目を受験）
合格
国家試験合格証交付
他の国家試験に合格した場合は、その国家試験において受験した試験科目を免除
試験科目（全40科目）
1．法及びその付属法令、2、航空機の強度、構造及び性能に関する理論、3．航空機の材料に関する事項、航空機の製造及び修理の方法に関する事項、5．航空機用原動機の強度、構造及び性能に関する理論、6．航空機用原動機の材料に関する事項、7．航空機用原動機の製造及び修理の方法に関する事項、・・・

専修した学科と試験一部科目免除の関係

試験免除される受験者の学科区分	一部免除される国家試験の種類	そのうち免除されない試験科目
大学、高等専門学校で航空工学を専修して卒業した受験者	•発電機、レーザージャイロ装置以外の国家試験	•法及びその付属の法令 •国家試験の種類ごとの「製造及び修理の方法に関する事項」
大学、高等専門学校で電気工学又は電子工学を専修して卒業した受験者	•発電機 •航法用電子計算機	•法及びその付属の法令 •国家試験の種類ごとの「製造及び修理の方法に関する事項」
大学、高等専門学校で計測工学又は応用物理学を専修して卒業した受験者	•飛行指示制御装置	•法及びその付属の法令 •国家試験の種類ごとの「製造及び修理の方法に関する事項」
大学、高等専門学校で機械工学又は精密工学を専修して卒業した受験者	•発電機、統合表示装置、航法用電子計算機、レーザージャイロ装置以外の国家試験	•法及びその付属の法令 •国家試験の種類ごとの「製造及び修理の方法に関する事項」

電気主任技術者免状交付の枠組み

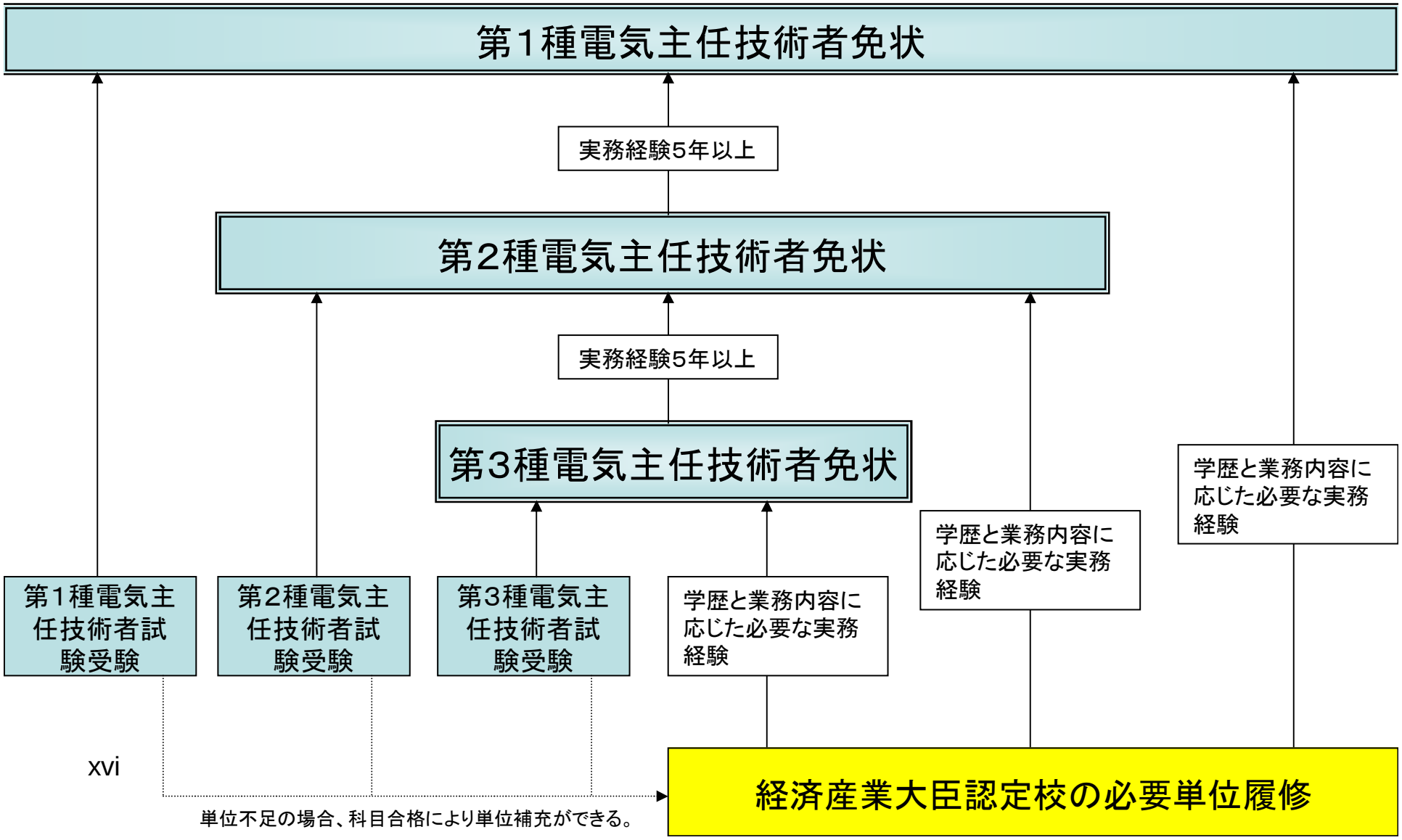

第3種電気主任技術者試験制度

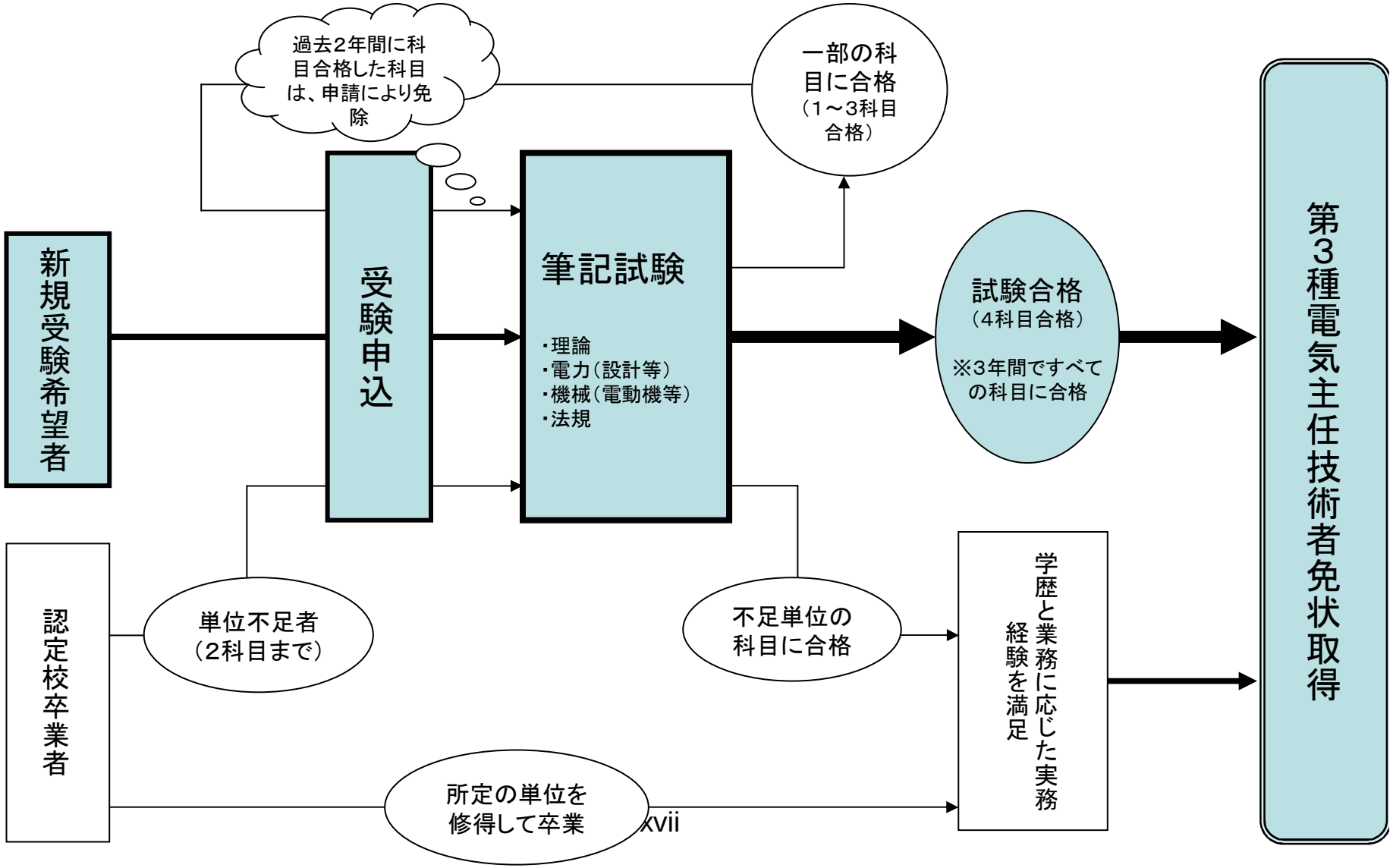

（財）電気技術者試験センターの資料を加工